

土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施促進に関する意見書（案）

平成11年、広島県で24名の犠牲者を出した同時多発的な大規模土砂災害の発生後、政府は、総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチームを発足し、翌年に土砂災害防止法が制定された。同法では、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域について、都道府県が基礎調査を実施することが定められている。

しかし、平成13年に同法が施行されて13年が経過したにもかかわらず、いまだ32の都道府県で基礎調査が終了していない。急傾斜地や土石流が起きやすい扇状地などの危険箇所は、全国で約52万か所ある。基礎調査の結果に基づき、避難計画やハザードマップの作成が義務付けられる土砂災害警戒区域、建物の構造制限などができる土砂災害特別警戒区域の指定が急がれるが、基礎調査が遅れている主な要因として、予算や人員の不足が挙げられている。

毎年のように記録的な大雨が続く中、平成25年10月には、伊豆大島で36名が亡くなり、3名が安否不明となった土砂災害が、本年8月には、広島市で74名が犠牲になるという大規模土砂災害が連続的に発生している。

こうした痛ましい犠牲者を出さないためには、基礎調査の実施促進が不可欠である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、土砂災害防止法に基づく基礎調査の着実な実施促進のため、予算の確保、人員配置等への特段の支援を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

} 宛て

